

# 長寿社会総合対策委員会の設置について（例規）

（最終改正：令和4年3月25日 生企第26号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

最近急速に長寿社会に移行しつつある本県の現状に鑑み、長寿社会における警察上の諸問題について総合的な対策を検討し、その推進を図るため、この度、別記のとおり「長寿社会総合対策委員会設置要綱」を定め、昭和61年8月25日付けをもって「長寿社会総合対策委員会」を設置することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 別記

長寿社会総合対策委員会設置要綱

### 第1 設置

警察本部に、長寿社会総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 任務

委員会は、長寿社会における警察上の諸問題に対する総合的な対策について検討し、その推進を図ることを任務とする。

### 第3 構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ、次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警察本部長

委員 警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、生活安全企画課長

### 第4 委員会の運営

1 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。

3 1及び2に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

### 第5 幹事会

1 委員会の事務について委員会を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 生活安全部長

副幹事長 生活安全企画課長

幹事 地域指導課長、生活環境課長、サイバー犯罪対策課長、人身安全対策課長、捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策課長、交通企画課長、交通指導課長、交通規制課長、運転免許課長、警備課長、通信庶務課長、広報県民課  
広報官、警務課次席、会計課次席、生活安全企画課犯罪抑止総合対策室長

3 委員会の運営に関するこの要綱の規定は、幹事会の運営について準用する。

### 第6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、生活安全企画課において行う。